

災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書

この延長確認申請書は、所得税基本通達36・37共一7の9（（修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の総収入金額の算入の特例））に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした方が、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により災害があった日の属する年（以下「被災年」といいます。）の翌年12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額（災害損失特別勘定への繰入額から同日までに取り崩した金額に相当する金額を控除した残額をいいます。以下同じ。）を有している場合において、所轄税務署長の確認を受けて、修繕完了年分（被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分をいいます。以下同じ。）において、当該修繕完了年分の年末における災害損失特別勘定の金額を総収入金額に算入することを申請する場合に記載します。

この申請書は、災害があった日の属する年分（以下「被災年分」といいます。）の翌年分の確定申告書の提出期限までに提出してください。

○ 記載要領

- (1) 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分」欄には、所轄税務署長の確認を受けようとする修繕完了年分を記載します。
- (2) 「①」欄には、被災年分の翌年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の（「⑩」欄―「⑥」欄）に相当する金額を記載します。
- (3) 「②」欄には、被災年の翌々年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「⑦」欄の合計額から「⑧」欄の合計額を控除した残額を記載します。
- (4) 「③」欄には、「①」欄の金額から「②」欄の金額を控除した残額を記載します。

なお、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を被災年分の翌年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の「⑨」欄の金額に含めて記載します。

- (5) 「翌年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。

イ 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区切り、その区分ごとに合計額を「⑦」欄及び「⑧」欄に記載することができます。

ロ 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。

- (イ) 「⑤」欄には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。
- (ロ) 「⑥」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
- ハ 「⑦」欄には、被災年の翌々年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる「⑤」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。

なお、修繕費用等とは次の費用をいいます。

- (イ) 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用
 - (ロ) 災害により土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
 - (ハ) 被災資産の原状回復のための修繕費（被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。）
 - (ニ) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用
- ニ 「⑧」欄には、被災年の翌々年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填されると見込まれる金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額（被災年の翌年中に収受した保険金等のうち「⑦」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。